



環 管 - 1182
平成27年12月15日

経済産業大臣 林 幹 雄 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



(仮称) 秋田・潟上ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価準備書
に対する意見について

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づき環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

(1) 事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

(2) 対象事業実施区域の大部分が保安林であり、樹林帯の伐開による林縁部の植生構造の変化や、風の通り道ができることによる植生退行、樹木衰退・減少の可能性が想定されることから、事業の実施に当たっては、保安林の機能が損なわれないよう配慮すること。

(3) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

なお、対象事業実施区域の周辺には、住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在し、また、風力発電機と住居等との距離が最近接で500m程度であることから、工事中及び供用後に周辺の住民から苦情が発生した場合には、適切に対処すること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働に伴う騒音の予測において、一部の地点で「学校環境衛生基準」を評価基準として設定しているが、基準の妥当性を精査し、必要に応じて環境影響評価書において修正すること。

イ 対象事業実施区域の周辺には、住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在し、また、風力発電機と住居等との距

離が最近接で 500m 程度となっている。加えて、施設の稼働に伴う騒音の予測において、事業者が設定した基準のうち夜間の基準を超過する地点がある。

このため、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による影響を可能な限り回避又は低減するよう、風力発電機の配置・基数の見直しや追加的な環境保全措置を検討すること。

ウ 施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の予測については、騒音源の騒音放射特性、伝搬過程における気象条件や地形の影響など不確実性が大きい要因があることから、事後調査を実施すること。

(2) 風車の影

ア 施設の稼働に伴う風車の影の予測において、風車の影の影響が、事業者が参考とした指針値を大幅に上回る時間に及ぶ住居等が存在する。

このため、施設の稼働に伴う風車の影による影響を可能な限り回避又は低減するよう、風力発電機の配置・基数の見直しや追加的な環境保全措置を検討すること。

イ 施設の稼働に伴う風車の影の予測については、地形の影響など不確実性が大きい要因があることから、風車の影が及ぶ季節別の時間帯や範囲など、影響の程度を適切に把握するため、事後調査を実施すること。

(3) 動物

ア 対象事業実施区域の北側に位置する八郎潟干拓地は、ガン・カモ類等の渡り鳥の集団飛来地であるほか、周辺はオオタカやミサゴ等の猛禽類の重要な生息・繁殖地であり、渡りの時期等において対象事業実施区域及びその周辺の上空を通過する際に、本事業とその北側に計画中の風力発電事業等との複合的な影響により、移動経路が遮断されるおそれがある。

このため、施設の稼働に伴う鳥類への影響を可能な限り回避又は低減するよう、風力発電機の配置・基数の見直しや追加的な環境保全措置を検討すること。

イ 施設の稼働に伴う鳥類への影響については、移動経路の遮断・阻害及びブレード・タワー等への接近・接触といった予測に大きな不確実性が伴うことから、事後調査を実施すること。

なお、事後調査の実施に当たっては、専門家等の助言を得ながら調査頻度を高めるなどして移動経路の変化の程度やバードストライクの発生状況等を適切に把握するとともに、可能な限り、北側に計画中の風力発電事業者と合同で行うこと。

【担 当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電 話 018-860-1601

FAX 018-860-3881